

令和 8 年 1 月
千早赤阪村議会予算常任委員会
会議録

開会 令和 8 年 1 月 1 4 日

閉会 令和 8 年 1 月 1 4 日

千早赤阪村議会

令和8年1月予算常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和8年1月14日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	南 本 齋	委 員	中 野 智 子
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畑 智 恵 美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	産業建設部長兼災害復旧室長	下休場	健 司
副 村 長	西 井 秀 孝	教育委員会事務局理事兼教育課長	森 田 洋 文	
教 育 長	大 門 和 喜	総務政策課長	菊 井 秀 行	
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	秘書財政課長	北 浦 信 行	
総 務 部 長	池 西 昌 夫	農林環境課長	仲 野 隆 之	
民 生 部 長	中 野 光 二			

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付託事件

1. 議案第1号 令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）

午前１０時００分 開会

○南本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は７名です。定足数に達していますので、令和８年１月予算常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は補正予算１件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けておりますので、省略をいたします。

審査は担当者より説明をいただき採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

議案第１号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第１号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第８号）についてご説明させていただきます。

まず、４ページをご覧ください。

第２表繰越明許費補正でございます。

経済活性化支援事業並びに路線バス等通学定期購入補助事業を追加するものでございます。

次に、５ページをお願いします。

第３表債務負担行為補正でございます。

くすのきホール展示ギャラリー等天井改修工事を追加するものでございます。

次に、１２ページをご覧ください。

歳出でございます。

経済活性化支援事業費は、千早赤阪村応援商品券事業並びにイベント開催に係る経費の増額でございます。

地域公共交通事業費は、路線バス等通学定期購入補助事業に係る経費の増額でございます。

次に、１０ページをご覧ください。

歳入でございます。

総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方交付金でございます。

繰入金は、今回の補正に係る費用の増額により財政調整基金繰入金を増額するものでござ

ざいます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 まず、非常に多分基本的なことかもしれませんが、理解があまりできていないので伺いますが、今回の国庫補助金に加えて財政調整基金繰入金っていうのが入っていますけれども、この財政調整基金繰入金っていうのが出されている、使われている理由としては、今回計画されている国の補助金による商品券補助券事業以外に地域公共交通事業、路線バスの通学定期補助に対しての、これを村独自の事業としての位置づけなのか、例えば国庫支出金も幾らか入っているんですけれども、これはトータルで不足するので出すことになったということなのか、この今回の補正予算でここが出されている理由について教えていただけたらと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、この重点支援の事業をするに当たりまして、応援商品券事業と通学バスの定額補助をするということに当たりまして、その事業費を計算したところ、差額分266万3,000円一般財源持ち出しということになっております。一応、そもそも事業費のほうの計算のほうも、全て100%執行したっていうことで予算化させてもらってます。ですので、実際、応援商品券におきまして、前回8月に行った分についても執行率が94%とかということになっておりますので、そういったことも見込みましてそれよりも上回る形で予算計上させてもらっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 トータルを見込むとオーバーするのでそこが拠出されているということは理解できたんですが、もう一つ分からなかったのが、一般財源、例えば12ページの商工費のほうでは一般財源が45万円で、そして路線バスの補助のほうが221万円っていうふうになってますけど、こういう割り振りって何かルールとか何かあるんでしょうか。すみません。

○菊井総務政策課長 すいません、この補正予算の12ページの45万円の件なんですけれども、今回、応援商品券事業の中でイベント事業もする予定としております。その中の、節でいきますと報償費であったり、消耗品は撤回です。報償費、燃料費、食糧費、保険料の分に係る分を一般財源とさせてもらってます。

食糧費につきましては、イメージですけれども、以前ちあかーニバルということで令和6年1月頃に実施したものがあつたんですけれども、そのときに餅まきをした経緯がありまして、そういった餅の料金、餅の購入費用であつたりとか、あと報償費につきましては、そこに参加していただいた、当時はこども園が参加していただきまして、その報償費であつたりとか、そういったものが含まれておりましたので、それにつきましては一般財源ということにさせてもらってます。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 すいません、その今の経済活性化支援事業について、通常でいう物価高騰支援事業の生活補助とは別に今の説明で報償金とか餅まきとかイベントとかっていうのがあつたんですが、これはちょっと説明をしていただかないとこの項目があまりよく分からないので、イベントがどう支援事業に関係するのかっていうのをご説明願いたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、イベント事業なんですけれども、元、前回からプレミアム商品券の購入する事業所が少ないっていう話があつたかと思います。こちらとしましては、物産展のような、先ほど言いましたちあかーニバルであつたりとか、くすのきまつりとか、去年でいきますとにぎわい元気まつりとか、させてもらったと思うんですけども、そういった形で事業者さんにブース展開していただきまして、そういった販売をできる機会をつくりたいと思ってます。

一応、府通じて国に対してもそういった商品券の消費するためのイベント、またPRにつきましては対象事業というふうに回答いただいておりますので、そういった形でこの重点支援の交付金を使ってイベントをしたいというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 もう一つ、今購入できる店舗が少ないということが一つ村として大きな課題だということを挙げられたと思うんですけれども、これまでの実績として執行率が90%台という話を伺っておりますが、その中で実はガソリンにしか使えないということで、ガソリンという、給油所ですね、そこがという声をよく聞くんですけれども、実際これまでの実績として、この商品券事業でのガソリンというエネルギー関係に使われてる割合っての

はどれぐらいなんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 ガソリン、応援商品券を実施させていただいて、前回であれば、ガソリンスタンドのほう、全ての執行率で約54%の執行となっております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、例えば今回の国からの交付金では、うち2,000万円が食料品特別加算というふうになっていると思います。今のお話だと、それ以外食料品っていうのがどれくらいの割合だったかというところも必要かと思うんですけども、その食料品特別加算がきちっと2,000万円を執行しないといけないというふうに考えなければいけないのか、その辺のところを少し教えていただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、おっしゃっている食料品に係る分の事業費の加算分というのは、全体の0.4%と言われてます。村でいきますと、当時その発表があったときにおこめ券の発行をするような話があったかと思うんですけども、村と大阪府とかの協議の中で、実際お米を買う事業所というのはないということでもちょっと話させてもらったんですけども、一応それはあくまでそれぞれの特性もありますので、それは村の中で食料品に係る事業であれば結構ですということだったと思います。

また、あくまで加算であって、その2,000万円を必ずしもそれを執行しなければならないではなくて、あくまで推奨メニューの中ではプレミアム商品券という形で事業のメニューとして載っておりますので、それは村としては食料品であったり、物価高騰であったり、そういった生活援助とか、そういった形で国に対して申請することで一応進めてるんですけども、そのおっしゃっている2,000万円を執行しなければならないっていうふうにはなってないかと思います。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 2,000万円が執行しなければいけないとはなってないっていうのは分かるんですけども、多分村として計画出されますよね、どういうふうにこのお金を使うかという。その中でフルの計画を出されるだろうと思うんですけども、その中での食料品関係でこれだけ見込んでいますということは必要ないということでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 おっしゃるとおり、あくまでそういった食料品に特化して報告する

というのは今んところないです。ただ、村としては食料品と生活援助という形で事業しますと。また、プラス村内の事業所に対しての支援ということで、一応そういう３点の形で計画を上げさせてもらってます。

以上です。

○南本委員長　ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員　年末からこういう打合せを何回か繰り返してますが、住民の皆さんのご意見としては、やはり物価高騰という物価に対する、働いてる方々が所得が上がるっていうことは全然、今どんどん上がっている状態なのでいいとは思いますが、高齢化するとどうしても年金生活者の人が多く、そしてまた高齢化すると車を乗らなくなる方も多いわけです。その中で物価高騰支援っていうことを考えたときに、一番はどこの市町村でもあるように、均一で補助するためには水道の基礎料金であったり、光熱費の一部負担であったり、様々な補助するっていうことを考えられると思います。

どうして水道の基礎料金のことを一度提案したときに、難しいということも村長のほうからご説明あって理解はしているんですが、やはり物価高騰という住民の方々の生活支援ということを考えれば、もうちょっと住民目線になって、村内の企業を潤すのも一つかもしれないんですが、やっぱり住民さんの意向を上げて、考えの中に一つ入れていただければなと思うんですが、その現金給付があったり、ほかの近くの商品券、村外の商品券であったりする事業に挑戦することなく村内にっていうふうに決められた一番の要因っていうのは何でしょうか。

○南本委員長　池西部長。

○池西総務部長　今、水道料金の話も出ました。水道企業団にもそういう話をさせていただいたんですけども、なかなかすぐに住民の支援に時間がかかるということで、住民の支援にもすぐにはたどり着けないというところもございました。

それで、実際この商品券にさせてもらったのは、今まで村で、まあまあ幾度となく商品券のほうを実施させていただいております。その実施で換金率というのも九十数%ということで、そのあたりについても率が高いというところです。

それと、事業者支援、それと生活支援も併せ持った事業ということで、今回、商品券事業をさせていただいたというようなところでございます。

○南本委員長　ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員　再度確認させていただきたいんですが、住民さんの生活支援に村内クーポ

ン、これはいいことではあるかもしれませんが、やっぱり買うものを、皆さんが生活するために必要とするものを売ってある場所が少ないということが一番問題なわけです。これがたくさんの、隣町であったり、ほかの市であったり、買うところがたくさんあれば全然問題はないと思うんですが、住民の方たちの意向としては、やはりそういったところをなるべく解決していただいて生活支援に回すっていうなことを村の行政のほうでどこまでやっていただけるのかっていうのは、皆さんが思われてる質問の中身だと思います。

それと、ほかの市は人数がすごく多くても、水道光熱費とか水道代の基礎料金というのは、やっていってらっしゃるところがほとんどあるわけです。多いと思います、水道の基礎料金を補助するのは。ましてや、ここの千早赤阪村は水道料金が高いわけですから。ただ、人数も少ない中で、よその人数の多い市ができることをなぜ千早赤阪村ができないのかっていうことは、どういうふうに理解すればいいのか分からないので、ご説明願いたいと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 村内で商品券の使う店舗が少ないということでご質問いただいでる中で、一応店舗につきましては、広報やホームページなどいろいろそういったところの周知、あと昨日もありましたやはり随時受付させていただいて、その辺の店舗を増やしていくという努力は行政側のほうもさせていただこうと。

それと、新たに先ほどからイベントとかでそういった場所の機会を増やす、そういったところ。そういった中で、そういう今まで登録していただいてないところにも声かけをさせていただいて、店舗を増やして、購入できる箇所を増やすというふうには進めていきたいとは考えております。ですんで、そういったところで、機会的にはイベントとかでやらせていただいた場合においても農産物とかそういうのも例えば売らせていただいて、そういう店舗を増やすことによって、そういう食料関係とかでも、ものの場所を増やしていつて、より住民さんにご利用していただきたいように進めていきたいとは考えております。

以上です。

○南本委員長 下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 それと、水道の料金の話がありましたけども、水道料金、基本料金なんですけど、水道の減免につきましては、村としましても今現在やっております水道企業団と協議を重ねてまいりました。ただ、ご存じのとおり今年度から水道企業団が統合センターということで、3市町村が統合しました。そこで、やはり統合するに当たりまして、料金システムのほうも統合システムということで今現在統合に向けてやっておられまして、そのシステムの改良というか、移行にかかる日数がどうしても半年

かかるということの回答をいただきましたので、基本料金の減免をする場合であれば、早くとも今年の8月夏頃からしか開始ができないということがありましたので、やはりこの物価高騰につきましては皆様のお手元というか、支援できることが早期ということが掲げられてますので、その観点からも水道料金の減免につきましては検討はしましたけども実施しないということになりました。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 ただいま水道料金の話が出ましたので一言述べさせていただきたいんですけど、水道料金の基本料金って水道菅の口径で決まってきますよね。となってくると、世帯人数が1人であっても6人であっても基本料金は同じになるわけです。ということは、頭割りで考えると、要はひとり暮らしの世帯と6人で暮らしておられる世帯であれば6倍の差が出てくるんですよ。そう考えていくと、公平性っていう意味では、応援商品券でしたらひとり暮らしでしたら2万円ですし、6人暮らしでしたら12万円ということで、人数、頭割りで考えると商品券のほうが公平性という点では上なのかなというふうに思います。

お聞きしたいんですけども、よくプレミアム商品券、ちょっと調べさせていただいたところ経費率が19%、以前、大阪市さんの例だと思うんですけど、でして、またおこめ券も12%とか言われてますけども、今回のこの本村の経済活性化支援事業費の経費率っていうのは何%ぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 すいません。今回の商品券の経費率といたしましては5.4%となっております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。比較的そういったおこめ券とかよりはお得というんですか、というふうな形になっているってことですね。了解いたしました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 今ちょっと思うんですけど、水道料金いうたら公共料金だと思うんですけど、公共料金にそういう商品券を充てるっていうのはできたんですって。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 水道料金に関しては、商品券のほうを使用することはできないとなっております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。

その根拠というのは何なんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 申し訳ございません。当初の根拠までの、すいません、資料が今確認できてませんので、申し訳ありません。また後日。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。ちょっと単純に疑問に思うたんで聞かせていただきました。

あと、イベント事業を考えておられるんですけど、この内容っていうのは主にどういう形でされるのか、構想があればですけど教えていただければ。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 イメージとしましては、以前しました、6年1月にしました、ちあかーニバルというイメージをちょっと取っております。人寄せで餅まきをしたりとか、あと無料配布するようなものをしたりとか。人寄せとしてはそういう形で考えてます。あと、ブースとしましては、プレミアム商品券を使える事業者さんに集まっていたきまして、そこで消費していただく。

あくまで事業所さんと村との話し合いによるんですけども、例えば事業者さんさえよければ、そこでその場で売るわけではなくて、極端な話カタログ販売であつたりとかもできるのかなと思ってます。ちょっとそこはまた。あくまで事業者さんが引き受けていただくっていうのが前提になるのかなとは思ってるんですけども、そういった形で参加していただいて、事業者さんに参加いただきまして、住民さんにも、そのイベントには来ていただかないけませんけれども、そこで消費していただくというふうにはちょっと考えてます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。

やはり村内だけでしか使えないということで、皆さん住民の方からもうさんざんに、何で村内だけやねんと、村外で使って便利にできるようにでけへんのかっていうのはしょっちゅうもう聞いておりまして、もう耳が痛いほど聞いております。行政側もそうやと思う

んですけど、それを押し切って今回はまた村内ということで、1億円余りなんですけど交付金いただいてやるわけですから、その辺十分考慮していただいて、住民さん、利便性を上げていただくということを念頭に実施していただきたいと思います。例えば、デリバリーするとか、そら店頭、店を出される業者さんの都合もあると思うんですけどそういうこととか、やっぱり十分に念頭に置いて実施をしていただきたいと思います。

あと、さっき水道減免の話もありましたけど、私も要望を出させていただいたんですけど、事情を聞きまして今回はしょうがないなということで納得をいたしました。村長の思いもあると思いますんで、やはりこの辺は粛々とやっていただいて、後で住民さんに結果よかったなと思ってもらえるような事業をしていただきたいと思います。

あと、バスも今回予定をされてるということで、この辺に関しても、何か執行率があんまりよくないっていうのを聞いてますんで、告知とか、住民さんにもっと周知を徹底的にさせていただいて、使っていただけるような事業にしていきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 イベントありきだとは思っておりませんが、イベントとかで農作物を持ってこられて売ったりとか、餅まきをやったりというのは一つのアイデアではあると思うんですが、やはり高齢化してるので、どこでやるかっていう場所の問題もありますし、そこまで皆さんが行っていただかないと、来てもらわないといけない。ましてや、例えば小吹台だったら販売してるお店も高齢化してて、そのお店を閉めてそこに参加するってことが不可能な状態になってる店舗というのも出てきております。

だから、そういったことを考えて、もう決まってしまったので、村内クーポンをするのであれば、今度は反対に店舗の数をいかに増やすか、どうやって皆さんがその事業に参画して、店舗がなかったら。飲食の方は店舗を持ってらっしゃいます、確かに。それで、自分とこを閉めてでも1日ぐらい外の飲食のところに行って販売するっていうことは売上げにはつながるかもしれませんが、普通、物を販売してらっしゃるところは細かいものを移動させることができません。そういったときに、どういう支援を村のほうでやっていただけるかっていうのをよく聞かれるんですが、小吹台の人を森屋のほうに連れて行ってあげたりとか、この前のイベントのときに送迎をまた別途料金でやるっていうこともあったように、いろいろと目には見えないお金っていうのがどんどんかかっていくと思うんですよ。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 前回イベントさせていただいたときに、小吹台に限定させていただきま

したけれども、送迎のほうをさせていただきました。実績としては、私の覚えてる範囲ですけれども、約5名ぐらいの実績になっております。それに対して費用もかなりかかっているところなんです、またそのあたりはやっぱし今後検討する必要があるのかなと思っています。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 今イベントということが言われてるんですが、イベント委託料として13ページに355万円計上されてます。それから、消費喚起特別商品券委託料というのでも124万円計上されていますけれども、このイベント委託料とかこの商品券業務、喚起業務委託料、こういうものは業者に投げてやってもらうということなんでしょうか。業者に355万円イベント関係でっていうのはどういう形で業者に委託されるのかについて、この2点について伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、13ページの下から2番目のイベント業務委託料につきましては、これは業者委託を考えております。中身につきましては、会場の設営のためにブース用のテントであったり、椅子であったり、テーブルであったり、あと先ほど餅まきの話させてもらったと思うんですけれども、そのやぐらというか、そういった台であったりっていう費用です。あと、一番大きいというか、あと警備員ということで、駐車場の管理というか、警備であったりとか、そういった費用を見込んでおります。もう一つ、説明するのを忘れてたんですけど、イベントにつきましては、これは2回分を一応想定しております。1回ではなく2回分でございます。

イベントの分につきましては以上です。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 商品券のほうの委託料も業者のほうに委託する業務ということで、商品券の発送に伴う封詰めとか発送業務及び換金業務に対しての委託料ということで計上させていただいております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 先ほど田村委員から質問、おっしゃられたように、5%の経費の中にこれも全部含まれてるってことですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 はい、含んでおります。

○南本委員長 ほかにございませんか。

建石委員。

○建石委員 商品券の取扱業者の人なんですけども、これは今後、これからもいろいろ広報を通じて募集していくということなんですけども、事業者の方っていうのは、どういうんですか、事業としてその業務をされてる方に限られてくるんですか。それとも、単に何か副産物として何かを作ってそれを売ると、本来の事業ではないけれどもサイドビジネス的なことでしておられる事業者、事業としての申告とかされてない方も含めるような形になるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応店舗登録の場合は村で事業をやっておられる及び店舗があるということとさせていただいておまして、その部分で申請をいただいた部分でうちのほう、事業登録という形をさせていただいてますので、基本的には事業としてやっておられる。サイドビジネスというか、そういった形でのその判断というのは正直、こちらのほうでは申告を全部確認とか出してもらってまでは正直してないところがありまして、その辺で登録については村に住所がとか店舗を持っておられたらそのまま登録という、現状では今させていただいてる状況になっております。すいません、ちょっと答えになっていないかもわかりませんが。

○南本委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、一応申告とか確認されてないということなんですけども、例えば店舗とかやっておられる方でしたら見た目にも分かりますし、それと例えば均等割を納めておられる方でしたら分かると思うんですけども、その辺のところでの線引きとかはされていないんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 その辺の線引きというか、あくまでも業者からの申請で登録させていただいてますので、その辺の均等割とかそういったところの確認までは、確認というか、添付書類として提出までは求めていません。

以上です。

○建石委員 ありがとうございました。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今回のイベント参加事業者の件で今のは理解してよろしいんでしょうか。

今、実は国が何か業務連絡って出してるので12月16日付の重点支援地方交付金の取扱い等についての中で、事業者、そういう例えば商品券を使える事業者として、きちっとした事業をしてなくても住民団体みたいなものでもオーケーみたいなことが書かれていたと思うんです。ということは、例えば家で野菜がたくさんとれたからそれに売店しましょうとかという人でもそれであればオーケーになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところは今のお話だともう少し何か縛りがあるように聞こえたんですけれども、その辺はどのように理解されてるのかご説明いただけたらと思います。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 そういう個人で売られてるところであっても、村で事業というか、その店舗というのが自宅であっても店舗として登録していただければ、今の状態であれば村のほうは受付をさせていただくようにはなります。

以上です。

○南本委員長 ほかに。

建石委員。

○建石委員 今の関連なんですけども、仕組みを不勉強で知らない点があるんですけども、今の登録をするというのは今回の商品券の店舗として登録するということですね。その確認だけです。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 そうです。登録というのは、あくまでもこの応援商品券の使用できる店舗ということの登録のみです。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の関連ですが、そういうことは、例えば私は今イベントへの参加でしょかっていうことも伺ったんですが、イベントに参加してもらえる事業者を募る場合、まずそれは基本的にはまずは村内の事業者ということだと思うんですけれども、その際もそういう店舗としての登録がなければ参加できないということなんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 イベントに出店していただいて、そこで商品券のほうを使用していただくためには店舗登録をしていただくということになりますので、その場合は、申請していただくのにはやはりその店舗、自宅になるのかもしれませんが、店舗という場所は明記はしていただくと。すいません、質問の答えになってないのかもしれないですが。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 参加する店舗が多くなればなるほど、旗とか、あれは支給されてると思います。棒とか。あれも、今40店舗ぐらいあると思うんですが、さらにこれが倍ぐらいになったときの経費っていうのは、ここの燃料費とか通信費とか、この中に見込まれてるんでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 一応そういった旗の部分に関しましては、今回予算でいうと印刷製本費のほうで作成するというふうな形で、そうですね、すいません、一応、ポスターとか100部用意すると、のぼりに関しても140ということで考えております。

以上です。

○南本委員長 そしたら、ここで一旦休憩といたします。

11時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○南本委員長 休憩前に引き続き再開したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、引き続き質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

中野委員。

○中野委員 すいません、いろいろとプレミアム商品券を使う場所を考えてイベントを企画されたと思うのはすごくありがたいと思いますが、やはり今回は物価高騰なので、その餅まきであったり、業務委託をして委託料を払ってまでイベントをする必要性があるのかなど。餅まきとかっていうのは70周年記念か何かに置いて、単純に物価高騰支援の店舗を増やしていくという形を取られたらというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○南本委員長 池西部長。

○池西総務部長 議員おっしゃっていただいているのは、イベントに力入れずにほかのところにもっと力入れるところがあるんじゃないかということですが、今回イベントを計画させていただいたのは、実際使える店舗も少ないとか、そういうお声もいただいていますので、イベントを開催して、そこで店舗も増やして、皆さんに使っていただきたい。にぎわいづくりも兼ねて、イベントもして、プレミアム、応援商品券ですね、応援商品券を実施する3月末に合わせて、にぎわいづくりも兼ねて実施したいと思ってますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 おっしゃることはよく分かりますが、もともと飲食店なり店舗を持たれてる方がイベントにも参加されるような形になると思います。そしたら、本来ご自分の店舗で販売されて、イベントをすることによってより一層多くの方が参加して別の人たちが参加するっていうんであれば効果的だと思いますが、あまりイベントに参加される店舗と、もともとプレミアム商品券を使って販売するものがあるところというのがイコールであれば、あんまり意味がないんじゃないかと思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 おっしゃるように、実際ある店舗がイベント参加っていうことであれば何も、何ら変わりはないかっていうことだとは思いますが、こちらの思惑としては、そういう店舗の展開をしていない方に声かけさせてもらってそこに参加していただけたらっていうのが一番の目的です。

ただ、今ここで、実際まだ予算が通ってから声をかけていきますので、実際どこって言われるとまだ決まってははいませんが、先ほどちあかーニバルっていうイベントを基に予算計上させてもらってますってちょっと言ってたかと思うんですが、その中では、ちあかーニバルでのした分では農産物、直売所であったりとか、あくまでこの、ちあかーニバルではそういった観光協会の販売とか、キッチンカーとか、いろいろ書いてあるんですが、できるだけそういった店舗展開ではない事業者さんというか、だから農産物直売所という形で、農振さんとかそういったところの協力をいただけないかなとちょっと考えております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 今ずっとイベントの話が出てますけれども、2回ってことでお聞きしてます。ただ、率直に申し上げて、2回で355万2,000円って金額的に高くないですかというのが割と率直な感想ではあるんですよ。どれだけの、特に前回とか結構くじ引とかもあったりしましたが、あれも相当の人が並んでおられましたけれども、相当の人がくじを引くことなく帰ることになったんじゃないのかなと、端で見てて、僕自身は並んでなかったので、端で見てて思ったんですけど。この355万2,000円、どういう理由でこれだけお金がかかるのか、理由をお聞きしてよろしいですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 もともとのこの積算根拠の基本となるのは、先ほど何回もお話しさせてもらってるちあかーニバルというイベントをしたのをベースにさせてもらってまし

て、そこで行われた餅まきの台であったりとか、舞台設定、先ほども説明しましたけど会場設営ということでテントであったりとか、そういった費用をもろもろ予算、あくまで予算ですので、それを上げさせてもらった経費が170万円ほど上がって、あと先ほど餅まきの食糧費であったりとか、補償費とか、そういうなもろもろ足させてもらって、合計して213万円かかってるっていう積算根拠と一応なっております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

ちあかーニバルでいろいろと、あれは府との合同でっていうところもあったので、また経費もその分かかるところがあったのかなと思ったりもするんですけどね。

先ほども中野委員もおっしゃっておられてますけども、先ほどご答弁いただいたたガソリンの割合が前回で54%ということですよ。ということは、残り46%はほかで使われてるってことなんですけども、結構免許返納されておられる方っていうのも現状増えておられると思うんです。そう考えていくと、今回金額も2万円と大きいので、ガソリンで使えない、要はもう車に乗っておられない方、そういう方たちが結構使うところに困ってしまうことがあるんじゃないかなとも思うんです。僕としては、この特にイベントとかでそういった方への配慮っていうのをしていただきたいなと思うんですけれども、今回のこのイベント、2回ってことなんですけど、これは会場は現状どちらで考えておられますか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今想定しているのは、くすのきホールの場所で2回と考えてます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 そうなんです、くすのきホールって車でないと基本的になかなか来れない場所ってことは、車を持っではる方しか来られないですよ。てことは、車を持っておられる方は、言ってしまうとガソリンでも使用できる方なので。これは要望となりますけど、ちょっと予算も大きいので。できれば、そういった車を持っておられない方が商品券を使う機会をつくるという点をちょっとご考慮いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今の話とつながるんですけども、免許返納された方で結構、小吹台でも移動販売車で買物するって方をよく聞きます。今回のこの商品券というのは、移動販売車、地

域の方にとっては結構買物する重要な今機会になっているんですけども、それについても含まれているのかどうかお尋ねします。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 移動販売車につきましては、基本的には村での店舗登録というのをしていただいている分に関しましては移動販売車というのもオーケー、登録業者ということでさせていただいております。その移動販売の者が村外とかの店舗になってしまいますと登録のほうができないという状況になってしまいます。

それと、すいません、先ほど私、経費率の話で5.4%、話させていただいたのは、これはあくまでも商品券事業に対しての経費率ということでなっておりますので、すいません、申し訳ございません。ちょっと回答が間違ってたと思いますので、申し訳ございませんでした。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 じゃあ、今の移動販売車で、今運行されてる移動販売車で登録されている事業者はありますか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 現在の移動販売というのはございません。以前には1社、2回ほど前には1社ありました。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、働きかけをいろいろするというお話を伺ってますが、その移動販売車のところにも働きかけはしていただけるのでしょうか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 すいません。その1社にもまた働きかけはさせていただきます。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 イベントの話に戻りますが、イベントに対してのこの大きな経費を使わないように、それと先ほど田村委員おっしゃったように車で移動することができないような人が結構増えてるので、各地区地区で小さくても構わないので、農振さんの協力を得たり、地元の農家さんの協力を得たりして、もうちょっとお金のかからないような地域クーポンの使い方っていうのを検討されたらいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 中野委員、田村議長がおっしゃってますように、その意見をいただきまして、またあくまで事業所次第にはなるんですけれども、そういった働きかけとか説明等はしていきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 ありがとうございます。

1つだけ。村に郵便局が2軒、3軒ぐらいありますよね、2軒かな、出張所。この役場のところと小吹台と。2軒ありますよね。あそこでその地域クーポンというのは使えるような形は取られないんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 検討はさせてもらったんですけれども、応援商品券を取り扱って販売するというのは規定上できないという回答をいただいております、検討はさせてもらったんですけれどもそれはできないということです。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 てことは、例えば小吹台で宅急便を出すときに、個人の商店で扱う場合です。それも駄目なんですよ、本当は。それは構わないんですか。

○南本委員長 仲野課長。

○仲野農林環境課長 事業所がそういった宅急便を取り扱ってれば、そういった形では使っていただくことは可能です。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎委員 すいません、ちょっと声があれなんですけど。

余談になるんですけど、物価高騰、経済活性化、事業やっていただいて、ちょっと過去の話になるんですけども、村ん中にはやっぱり昔飲食店、何でも屋ちゅうような、知っておられる方はおると思いますが、名前は出せないですけど森屋の交差点にありました。また、焼肉、肉を売ってはるところもありいの、焼き肉を食べれる店もありました。そこらがやっぱりなくなっていくちゅうことは、やっぱり皆さんが利用されてない、民間ですんでもうけやんことには生活できない状態なんで、今回のやつもできたら村の活性化のために、できたら村ん中で使っていただいて、新しい事業とかそういうのをやる業者とかはこれから時間をかけてやっていく感じ、やっぱり業者さんもうけやんことにはボランティア

アでもできないし、これとって、仮定の話ですけど、よその地域でやっぱりスタンドもなくなってきてます。地元で入れてやっぱり活性化してもらわんことには、スタンドが潰れ、村でスタンドが無い、これまたすごい問題なりますし、前職のあれなんですけどATM、あれもやっぱり前職のところが民営ちゅうか、もうけやんことには駄目なんで使用率が悪いところは全部排除していきますんで、やっぱその辺もこれからの先考えて、村のため村を残すためにはやっぱそういうことも考えていったらいいのかなと思います。要望ですんで、よろしくお願いします。

○南本委員長 ほかに。

畑委員。

○畑委員 地域公共交通の事業のほうの内容についてお尋ねします。

昨日もお尋ねしたんですが、前回の交付金で事業をされました。そのときの利用率、前回、昨日の質問では1月の分だけ聞いたんですが、その利用率ってのはどうなっているのでしょうか。スクールバス等の補助金ですね。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 多分おっしゃってるのは金額に対しての利用率っていうことなのかなと思いますので、昨日、件数につきましては15件ありまして、執行額が21万4,000円となっております。予算額からいきますと1割強というふうにはなってるんですけども、あれから帰ってちょっと考えてたんですけども、申請を实际いただいてる15件の全てではないんですけども、大体1年の通学定期を購入されている方が割とほとんどで、実際もうその方は完結というか、1年分の通学定期ですので、なのでこちらとしては受付自体が3月中旬までですので、また駆け込みで入ってくるんじゃないかなって考えております。あと、それは実際まだ3月まで受付ですので、執行率というのはちょっと今現在1割程度ですけれども増えるのかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 それも予想で執行率については分からないということですけども、3月末まで。ただ、一応今回、来年度について計画されているのは75名で、6割程度利用を想定しているという形で予算を組まれておりますけれども、やはりその対象となる人を把握されているわけですね、おおよそ。その対象のなる方への働きかけというのはどのような形でされているのでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 現在、この7年度の路線バスの補助の周知につきましては、現在広

報のほうで8月、12月と載せさせていただきまして、締切りが3月ですので、2月号と3月と、一応あと2回する予定で進んでおります。村の中学校につきましては、8月のときに生徒らにそういったチラシということでお配りはさせてもらっております。

以上でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 その際に、何か質問等、問合せ等はどの程度あったんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 それも昨日そういう話がありましたので、その辺の関係も担当のほうに聞かせてもらったんですけども、苦情とかそういったいろいろなことの問合せがあったかという件につきましてはなかったということでした。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

どういんでしょうか、やっぱりそれでいくとまたよく分からないという、どの程度執行されるか見えない部分がすごく多いんですが、何かそこでより工夫しなければいけない、だからってということに対する、新たにこんな取組を考えたいというところにはまだ至っていないと、その必要性は感じていないというふうに、ことなんでしょうか。それとも、何か来年度に向けて新たにこういう働きかけをして、もっと利用をしてもらえるように、あるいはこういう補助がありますよってことを広く知ってもらえるような工夫っていうのは何か検討されているんでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 畑委員のおっしゃっている質問につきましては、今7年度と同じような形で広報等、ホームページとか、そういった今従前と同じのやり方で周知していきたいと思ってます。中学校につきましては村立ですので、それはまた学校にお願いしてチラシは配りたいとは考えています。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 今回、工事をされるっていうことで、どういう形でどんな工事になるのか教えていただければと思います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 工事内容でございますが、現状の天井材を全て

取り替えるということと、そのフレームも耐震構造に見合うフレームに変えるということをやります。新しい天井材については非常に軽量の素材の天井材が今ございまして、それに替えることで現在の建築基準法の耐震基準を満たすということで進めたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。

中のホールのほうはもう閉めるということで、当面はそのままになるかなと思うんですけど、今回ギャラリー、ロビーってということでされるんですけど、ここだけされるっていうことの理由と、あと何で今の時期なんかなっていうのを教えていただければと思います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まずは来館者の安全を第一に考えて、あともちろん財政的な経費負担もございまして、総合的に関して今回判断に至ったところでございまして、今臨時会に所要額を補正、債務負担で補正をさせていただいたところでございます。

くすのきホールももう築30年以上経過をしております、各いろんな設備等ももう従前から老朽化もありまして、毎年法定の点検等は随時やってるんですけども、まず可能な限り、財政が許される限りできるところはもう改修、小さな改修もやってるんですけども、どうしても今回の特定天井という、いわゆる6m以上で、200㎡の面積を超える部分が該当しますんで、まずはそこを早急に安全対策の工事をやりたいということで今回提案をしたところでございます。

あと、そのほかの天井というのは特段、通路であったりとか2階の会議室等々については特定天井には該当いたしません。もちろん、いろんな様々な点検等で危険な場合が見つければ、随時またその保守、改修等々検討していく必要があるかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございました。

自分の認識では、議員にならせてもらって約もう9年目に入るんですけど、当初耐震化っていう話はいろいろあって、その当時は多分いけてたのかなというのと、途中で多分何か法律が変わったのかな、そういう形で今回の工事になったかなっていう認識はあるんですけど、ホール自体も今後どうされるんかっていうのも、何か考えてはる事があれば教

えていただければ幸いです。

今言いました前半の認識はそれで合ってるんかっていうのをお願いします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 大ホールの今後につきましては、現在白紙の状態でございます。ただ、用途廃止っていうのですね、一定費用もそれぞれの設備更新しますと非常に莫大な費用がかかりますので、今のまま更新するということはもう現実的ではないなという判断はいたしております。

くすのきホール自体が避難所にもなってございますんで、やはり避難所機能、収容人員の確保というのにも必要でございますんで、今後に向けてはそのような観点も踏まえて検討していく必要があるかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 前半の部分の答えをいただけなかったんでそれをもう一回お聞きしたいのと、あと今2町1村ですか、様々検討、公共施設に関してはされてるっていう兼ね合いもあるのかなっていう思いはするんですけど、一般質問でもさせてもらいましたけど、やっぱり一般住民の方にも前もって何らかの形でお知らせするっていうのは非常に重要やないかなと思いますんで、その辺やっぱり透明性とかも兼ねて要望したいと思います。

以上でございます。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 申し訳ございません。

まず、建築基準法の現行の改正ですね、平成26年に現行の改正、なされております。この際、大きくは木造住宅、東日本大震災を受けて木造住宅の躯体等々のですね、大きく改正されたのかなというふうには認識をいたしております。あと、使用中止に伴います周知につきましては、できるだけ速やかに周知をしてまいりたいと考えております。また、ロビー、展示ギャラリー等は工事後再開したいと思っております。その辺も一定めどが立てば、再開についてご案内させていただきたいと思います。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 今同じくくすのきホールのことなんですけれども、展示ギャラリーの天井改修工事というのが債務負担行為ということで令和8年度となっておりますけれども、この工事というのはいつからいつまでの期間で、使用できないのはどの期間になるのかについてお尋ねします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 本臨時会で可決いただきましたら、すぐさま契約手続の準備を進めていきたいと思います。今の現状、うまくいけばのスケジュールになるんですけども、3月に契約ができればと考えております。その後、業者との調整を行いまして、部材の発注でありましたり等を経て工事ということで。工期についてはあまり長い期間はかからないようなことも、そう聞いておりますので、第1四半期である6月末ぐらいまでには工事を終わればなというふうに考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、今現在からもう6月末までは使えないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

その際、ホールとかそういうところは使えなくなるわけですが、そこを使ってこれまでもその期間にイベントとか何か催ししたいというようなこともあったかなと思うんですが、そのような場合はどのように代替を考えられているのかについてお尋ねします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 昨日ご報告させていただいて、早速大ホールについては利用申込みされてる団体さんが1件ございましたんで、大変申し訳ないんですがお断りをさせていただいたところでございます。

一定、年間使用件数が10件程度で大体推移しておりますので、その中には定期的に利用されておられる方も、団体さんもおられますんで、その団体さんにももうご報告をさせていただいて、その代替ですね、それをじゃあ大ホール使わないんで、じゃあどこにするかっていうところは、多分今後いろんなご要望等もあろうかなと思うんですが、教育委員会としてはできるだけご要望に沿うような形ではやりたいと思うんですが、何せ公共施設がホール機能というところではあそこしかございませんので、一定空間でしたら小学校の体育館でありましたり、B&Gの体育館でありましたりあるんですが、そちらで代替が可能なのかということは各種団体さんの催しにもよるかなと思いますんで、今後丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 これは、教育委員会さんというのは建設の専門家ではないと思いますし、工事を発注する際にやっぱり専門の部署の、分かりませんが建築士さんであったり、何か専門の例えば産業建設部長さんのところであったりとか、ああいったどこかの部署を絡め

てやられてるのか、それとも窓口が全部教育委員会になって教育委員会さんの中でやってらっしゃるのかを教えてくださいたいと思います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回の工事につきましては、本村は建築職の資格を持つ職員もおりまして、私どもの部署ではございませんが、いろいろ連携しながら設計等々算出をしております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほどの代替ということで、今例えば大ホールを申込み1件断ったということですが、その際の反応っていうか、どういう意見が得られたのか、どういう話し合いになったのかについて教えてくださいますか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 お話をさせていただいて、安全管理だということのご理解はいただいたと考えておりまして、そこの団体さんは代替できる施設でという案もお持ちでございましたんで、それでは仕方がないですねということでまずは終わったかなと思います。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 もう一つ確認ですが、先ほどギャラリー等の天井工事が入るまではもう、2階の会議室へ行くときにその一部通りますよね、ということは今2階会議室のほうも使えないという、もう今現在から使えないというふうに理解していいんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 建築基準法上の特定天井の下を通る場合は全部通れないようにしてしまいますが、その天井に該当しない部分、2階の会議室の部分であったりとかはご利用いただけると思います。ただ、工事のときに、階段上部等々、もう一定特定天井の部分もありますんで、少しご迷惑お掛けする場合もあると思うんですが、エレベーターのご利用をしていただいたりとかですね、もございますんで、使っていただく予定にしております。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 大ホールが使えない間の代替案として、例えば今まで2町1村で協定を組んでるわけですから、何かしら、河南町さんとか太子町さんの施設を使わせてもらうってことはお考えでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 2町1村の未来協議会でも、この私どものような、ほかの町さんには文化会館的なものはないと思うんですけど、うちは小さいながらも一応ホール機能ということでやってるんですが、うちが非常にコストのかかる施設だということももう既に提案はしております。ほかの施設、一定の空間はお持ちなので、そちらの利用もできるのかということもお聞きもしております。また、近隣の市さんは文化ホール、立派な文化ホールをお持ちなので、そちらのほうの利用についてもということ。ただ、100%予約で埋まってるわけでは恐らくないと思いますんで、空いてるときにはもちろん費用はかかりますけども使っていただけるかなと思いますんで、できるだけ教育委員会としてもお問合せあればご案内等のほうもさせていただきたいなと思います。

以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 今回、特定天井ということで、現状、渡り廊下っていうんですか、廊下が出てくる部分の直上の天井部っていうのはその特定天井には該当しないわけですよね。となってくると、その天井全体の中のその一部分を交換するってことになるのか、それとももう交換時には渡り廊下の上の部分、そのあたりまで交換するのか、その点いかがなんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 現在予定しておりますのは、特定天井に該当する一番高いところでしたら6.7mの高さがございます。そこの天井を交換する予定しておりますんで、各2階につながる通路でありましたり、1階のトイレまでいく通路、通路部分のみですが、その部分についてはそのままで工事する予定にはしておりません。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 現状ではその天井部っていうのはつながってるっていうか、ほぼ1枚というか、そんな感じになってると思うんですけど、要はそれを切断というか、該当部分を残してというか、該当部分だけを除去して新しい素材に付け替える、こういう工事を想定しておられるってことですか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 基本的に今回のその吹き抜けの部分の天井というのは平面で凸はないと思うんですが、その平面分を全部替えるというイメージでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 いや、渡り廊下ありますやん、渡り廊下部分と吹き抜け部分、ここってつながってますよね。別構造になってないやないですか。

階段部分もそうですね、そこをもう切って。そこら辺がどういうふうな工事されるのかなというところをお聞きしたいんです。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まず、ギャラリーのほうはずっとそのまま天井までずっとありますよね。2階の通路の部分とロビーの部分から見る天井とはかなりの高低、段差があると思うんですけども、またご確認いただけたらと思うんですが。もちろんあそこ、上の通路部分は約2.7mぐらいの天井高ですんで、特定天井には該当しないのかなと考えてございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 また、改めてお伺いしたいと思います。大分細かい部分になってきますので。

あと、まずは一つ申し上げたいのは、この件は住民さんにはどういった形で周知されるお考えなんでしょう。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 通常、先ほども申し上げました定期的に大ホールをご使用していただいている団体さんにはきっちりお伝えする必要があるかなというところ。

一般の住民さんについては、一定ギャラリー、天井ホール、ギャラリーとロビーのほうですね、もう工事を行いますんで、その周知については広報、ホームページで行いたいと思います。大ホールのもちろん当面の間の使用を中止しますということも、併せてお伝えしたいと考えております。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどおっしゃっておられた感じでは、周知されてから使用ができなくなる

というスケジュールではなくて、先使用中止だと思うんですよ。使用中止してから後から住民さんに使用中止にしましたっていうような報告になるかと思うんですけど、それは住民さんがお使いになられる公共施設に対して、それはちょっとどうなのかなと思うんですけど、その点いかがでしょう。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 少し私の答弁が悪かったかも分かりませんが、今年度のご利用されてる方、定期的にご利用してる団体さんには、昨日、議会報告後、速やかに使用の中止のことをご連絡を申し上げました。今期定例会で本補正予算案が可決いただきましたら、工事の件も併せてまずはホームページで周知に努めたいと考えております。来月号の広報でも一部枠を取ってお伝えをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今おっしゃっておられた既に使用中止について、その団体さんにご連絡されたってことなんですけど、現状ではまだ議決出てないわけですよ。その議決が出てない状態で、仮にこれが否決されたらその話はもうなくなってしまうわけですから、その後当分の間は。であれば、その使用中止をこの段階で既に団体さんのほうに連絡してしまうというのは、大分勇み足なんじゃないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まず、使用中止については理事者判断で行ったところでございまして、昨日議会にもご報告させていただきました。工事につきましては、今期臨時会において可決いただきましたら、その後、使用中止と工事も含めて皆さん方に広報等させていただきたいと考えております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 やはり、公共施設っていうのは住民さんがお使いになられる施設なわけですから、その点をしっかり考えればいきなり行政の都合でばんっと使用中止にするのではなくて、しっかりと周知をして、皆さんの意見も伺って、その上で使用中止という判断をされるべきだったんじゃないのかなと、僕は正直思います。

スケジュールに関しましても、今回補正で上がってますよね。ところが、先ほどお聞きしたところだったら、改正されたのは平成26年っていうことで、何年前やねんって話ですよ。西暦にしたら2014年ですか、12年前の話ですよ。12年間、ずっと何も対処せずにほっておいていきなりここで補正っていうのが、僕は正直どういうことなのかな

と思うところは正直ありますわね。あまりに、ずっとほっといた割にはあまりに進め方が急やなど。言ってしまうと住民さんの軽視につながってるんじゃないのと正直思うんですけど、その点どういうふうに考えておられますか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 建築基準法が26年に改正されて、その後各施設等で改修等々の検討はどちらの施設でもされてると思います。うちのほうも改修等の検討等、これまでも実施をしております。その中で、まず管理しております教育課としては、これまでも再三にわたって財政協議は進めておったところでございます。でも、非常に財政上の問題もございまして、かなわなかったというのが事実のところでございます。

令和2年には天井の耐震診断も実施をいたしております。その後、大ホールの天井も現在の耐震に該当していない等々で議会にもご報告はさせていただいております。その際に、一番安い工法で、下からネットで、もし落ちてもし落下しないというようなネット工法のご提案もしたんですが、議会からも非常に格好が悪い工法だということのご意見もいただいていたかなと思うんですけども。

だから、今までほっといたところですね、ではなくって、やはり必要な財源確保がまず要りますんで、そこまで、その件については過去からも検討しておったところでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 今、耐震診断の件で、大ホールの天井についてはってこととお話いただきましたけど、今回の出てくるロビーとかギャラリーの吹き抜け部の天井の話っていうのは、僕ら一切聞いてないわけですよ。なぜ今までずっと議会側には言わば秘密にしていたのか。その点は僕は非常に納得がいけないところなんです。そのあたりってどういうふうにお考えだったんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まず、ロビーとギャラリーの部分については、大ホールのときに併せて、具体的な経過が分かりませんが、一定200㎡以上が特定天井に該当しますんで、大ホールとロビーギャラリーも合わせないと200㎡は超えませんが、特定天井の定義からいいますと、その際に一定ご説明を申し上げるんじゃないかなと思うんです。ただ、一定具体の工事の実施が伴わないために、具体的な議会への報告というのはこれまでなすことができなかったのかなというふうに理解をいたしております。

以上です。

○南本委員長 田村委員、ここでちょっと暫時休憩をさせていただきたいと思います。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○南本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 休憩前に引き続きご質問させていただきますけれども、先ほども申し上げました。今回補正というね、2014年でしたか、から10年ぐらいもうずっと。先ほどの教育委員会のご回答でしたら、教育委員会としては予算を要望はしてたというようなことでご答弁いただいたんですけど、それが理事者側のほうで言わば財政ですか、を理由に否定というか拒否されたということなんですね。ということで、今回補正ということで割と急な話やったと思うんですけども、それは理事者側としてどういった考え方の変更というのがあったのか、その点お伺いできますでしょうか。

○南本委員長 菊井村長。

○菊井村長 くすのきホールの大ホールの件でございますが、令和2年に耐震診断が出て一定ちょっと危ないと、危険でどういう対応しようかというままの状態やったように。ほんで、そのときには一応ホールばっかりに注目はいったみたいなんですけど、展示ギャラリーも含んでみたいな形で原課から説明を聞いております。

そんな中で、結局は村の中でもなかなか大きな事業ですし、判断にかなり迷ったようには聞いております。そんな中で、結果的に見れば何もしてなかったような状態なんですけど、私のほうも去年就任させてもろて、早速レクのほう受けまして、どないしようかということで、私自身もかなり判断に悩んでおったんですけど、やはりその後、教育長も就任していただき、副村長も就任していただいて、そしてこの時点でいろいろ協議のほうもまたさせてもらい、庁内の庁議のほうでもいろいろ議論させてもらいました。

そんな中で、この時期、本来ならやはり当初予算ちゅうのがふさわしいんか分かりませんねんけど、やはり来年70周年年度の行事もありますんで、できる限り展示ギャラリーだけでも、避難所の問題もありますんで、これからまた来年当初になったらもう完成が夏以降、秋ぐらいになりますんで、できるだけ早い時期でさせてもらいたいちゅうことで、今回補正予算のほうで計上させてもろたというようなのが現状でございます。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

我々平政会といたしましても、こういった公共施設の補修、修繕、改修、そのあたりは後回しにするんじゃなくて、後回しにしたらもう後々余計苦しくなるばかりですから。今回でも1,785万円ですか、上がってますけれども、もっと前にやっとけば、この物価高の前にできたわけですから、もっとコストを抑えれたと思うんですよね。そういった後回しにせずに少しずつでも着実に前進していく、それが平政会としては必要だったかなと、何度も提言させていただいてたところですので、この件に関しましては本当に補正ということで急な話ですし、住民さんにとっても寝耳に水の話かなと驚かれる方も大勢いらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、公共施設の整備は計画的にやっていかなくちゃいけないという、そういう観点からは了解いたしました。分かりました。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 今、田村議長が質問されたこととある意味同じことかもしれませんが、理解を深めたい意味でお尋ねします。

今利用できない、利用中止というふうにしていますけど、それは安全上の理由からというふうに聞いておりますが、その安全上の理由としても速やかに中止しなければいけないという判断に至った何かきっかけとかはあるんでしょうか。これまで、令和2年からそういうものを認識しながらずっと使い続けてきたわけですね。許可してきたわけですね。それを今中止というふうに判断してしまったその判断の一番の根拠となるものはどういうことがあったのか、そこを教えていただきたいと思います。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回の判断につきましては、先ほどからご答弁申し上げてますとおり、村の中での協議を踏まえて理事者判断というところです。建築基準法が変わってからこれまで要因的な大きな変化はないというところで、あくまで理事者の判断でまずは安全対策を優先するという判断のもと、今回の使用中止に至ったところでございます。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○南本委員長 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○南本委員長 賛成多数ですので、よって、本案は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の委員会を閉じ、令和8年1月予算常任委員会を閉会いたします。

皆さんお疲れさまでございました。

午前11時57分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

予算常任委員会

委員長 南 本 斎